令和４年度住宅リフォーム事業費補助金実施要領

１　趣旨

この要領は、令和４年度住宅リフォーム事業費補助金交付要綱の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

２　用語の定義

⑴　登録店

当事業に賛同し、事前に登録している市内に本店を有する法人または市内に住所を有する個人事業者をいう。

⑵　住宅

三沢市内に存する自己の所有する居住用の建物をいう。

⑶　リフォーム

既存の住宅の耐久性、居住性の向上のために行う増減築、改築、改修、改装等をいう。

⑷　再生可能エネルギー設備

太陽光、風力、バイオマス、大気中の熱など自然界に存在するエネルギー、燃料電池を再生可能エネルギーとし、そのエネルギー由来の電気や熱を自家用消費として利用するための設備をいう。

３　対象工事

　当事業の対象となる工事は、令和４年４月１日以降に申請したもので、三沢建築組合からの交付決定後着工し、令和５年３月末日までに工事確認検査を受けることができる工事とし、その対象条件は次に定めるとおりとする。⑴　住宅または店舗兼住宅をリフォームするために登録店が行う補助対

　象経費が５０万円以上（税込）の工事を対象とする。これには住宅用再生

　可能エネルギー設備の設置も含まれるものとする。

⑵　居住部分の工事を対象とし、外構部分や設計料については対象外とする。

⑶　貸家目的の工事、貸家として利益収入を得たことのある建物の工事は対

　象外とする。

⑷　１世帯につき、年度内に１工事を対象とする。

⑸　国、県及び市による耐震改修工事、移転補償工事、住宅防音工事、居宅介護住宅改修に該当する工事は、当事業の対象外とする。

⑹　新築工事における当事業の併用は対象外とする。

４　補助対象経費

⑴　住宅または店舗兼住宅をリフォームするための工事費を対象とし、外構

　部に係る工事費や設計料は補助対象外とする。

⑵　店舗兼住宅をリフォームする場合は、住宅部分に係る経費のみとし、

　店舗部分に係る経費は対象外とする。

５　交付対象者

　⑴　工事を行う物件を所有する者、又は建物の所有者の親族で委任状を提出

　　　する者で、工事完了後に原則としてその物件に居住する者。親族とは、

　　　配偶者又は子等とする。

　⑵　三沢市税の滞納がないこと。

　⑶　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成

　　　員等でないこと。

６　補助金額

補助金の額は、補助対象経費の１０分の１に相当する額とし、１０万円を限度とする。ただし、１万円未満の端数がある場合は切り捨てとする。

７　交付申請

⑴　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、登録店を代理人と定め、登録店が補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて提出すること。なお、申請者が所有者と同一でない場合は、所有者の委任状（様式第３号）も添えて提出すること。

①　三沢市税の納付状況等を調査することについての同意書（様式第２号）

②　工事の見積書

　　③　その他三沢建築組合が必要と認めるもの

⑵　三沢建築組合は、４月１日より予算の範囲内において随時受付し、先着順とする。

８　交付決定

三沢建築組合は、各工事の補助金の申込みを受けた際はその内容を審査し、適正と認められたものに対し、交付の決定をし、通知するものとする（様式第４号）。登録店は必ずその通知を受けた後に工事に着手すること。

９　実績報告及び補助金支給申請

申請者または代理人は、実績報告・補助金支給申請書（様式第５号）に、次に掲げる書類を添えて提出すること。

⑴　工事施工箇所の着工前後の写真

⑵　工事代金の領収書及び工事代金の明細がわかる書類

⑶　施工業者の一覧（様式第６号）

⑷　申請者の住所と対象物件所在地が異なる場合は、原則として対象物件に転居後の申請者の住民票謄本の写し

１０　確認検査

申請者または代理人は、実績報告・補助金支給申請書(様式第５号)提出後、工事確認検査を受けなければならない。

１１　補助金の額の確定

三沢建築組合は、実績報告・補助金支給申請書を確認し、工事確認検査後、補助金の額を確定し、通知するものとする（様式第７号）。補助金支給額は、補助金交付申請書提出時の申請額を上限とする。

１３　補助金の返還

補助金交付後であっても、対象要件が満たされていないことが確認された場合、三沢建築組合は補助金の返還を求める場合がある。

１４　その他

　⑴　この事業の実施に必要な様式については、別添住宅リフォーム事業費補助金に係る各種様式一覧のとおり定める。

　⑵　三沢建築組合は、実績報告及び工事確認検査後に、申請者に追加で書類の提出を求めることがある。